

	法第5条第2項の規定による増圧又は動力の装置の許可の有効期限の更新								
10	同法第9条第2項において準用する同法第6条第1項の規定による増圧又は動力の装置の工事の完了又は廃止の届出の受理							○	
11	同法第9条第2項において準用する同法第7条第1項の規定による増圧又は動力の装置の許可の取消し及び同条第2項の規定による公益上必要な措置の命令							○	
12	同法第9条第2項において準用する同法第8条の規定による原状回復の命令							○	
13	同法第10条第1項の規定による温泉の採取の制限の命令							○	
14	同法第11条第1項の規定による環境大臣への協議							○	
15	同法第12条第1項の規定による温泉のゆう出量等に対する影響の防止に必要な措置の命令及び同条第2項の規定による関係行政庁への協議							○	
16	同法第13条第1項の規定による温泉の利用の許可及び同条第3項の規定による不許可並びに同条第4項において準用する同法第4条第2項の規定による不許可の通知							○	保健所長
17	同法第14条第3項の規定による温泉の成分等の標示の届出の受理及び同条第4項の規定による内容の変更の命令							○	保健所長
18	同法第15条第1項の規定による温泉成分分析を行う施設の登録及び同条第2項の規定による登録の申請の受理							○	
19	同法第15条第3項の規定による登録簿への登録							○	
20	同法第15条第5項の規定による登録又は登録拒否の通知							○	
21	同法第16条の規定による登録分析機関の変更の届出の受理							○	
22	同法第17条第1項の規定による登録分析機関の廃止の届出の受理							○	
23	同法第18条の規定による登録分析機関の登録の抹消							○	

		24 同法第19条の規定による登録分析機関登録簿の閲覧						○	
		25 同法第21条の規定による登録分析機関の登録の取消し						○	
		26 同法第24条第1項の規定による温泉成分分析を行う者からの報告の徴収又は立入検査等の実施						○	保健所長
		27 同法第26条の規定による温泉利用施設等の改善の指示						○	
		28 同法第27条第1項の規定による温泉の利用の許可の取消し及び同条第2項の規定による温泉の利用の制限等の命令						○	
		29 同法第30条第1項の規定による温泉を採取する者等からの温泉のゆう出量等についての報告の徴収						○	保健所長
		30 同法第31条第1項の規定による温泉の利用施設等への立入検査等						○	保健所長
十七	鳥取県温泉法施行細則(昭和62年鳥取県規則第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の規定による温泉掘削許可申請書等の記載事項の変更の届出の受理						○	
		2 同規則第7条第1項の規定による温泉ゆう出路のしゅんせつ等の掘削の受理及び同条第2項において準用する温泉法第6条第1項の規定による温泉ゆう出路のしゅんせつ工事等の完了又は廃止の届出の受理						○	
		3 同規則第8条の規定による温泉のゆう出状況の報告の受理						○	
		4 同規則第9条の規定による温泉掘削権の譲渡の届出の受理						○	
		5 同規則第10条の規定による温泉の採取の廃止等の届出の受理						○	
		6 同規則第11条の規定による原状回復の報告の受理						○	
		7 同規則第14条の規定による温泉利用施設の設備の改修の届出の受理						○	保健所長
		8 同規則第15条の規定による温泉の利用の廃止の届出の受理						○	保健所長
十八	鳥取県温泉法施行細則の一部を改正する規則(平成14年鳥取県規則第1号)附則第2	1 同規則第4条の規定による温泉掘削工事等の着手等の届出の受理						○	

十六 略

十七 略

十八 略

十九 略

二十 略

二十一 鳥取県立大山オタカノ森の保全に関する条例(平成16年鳥取県条例第5号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条の規定による森の区域の告示									○											
	2 同条例第7条第1項の規定による立入禁止区域の指定									○											
	3 同条例第7条第2項の規定による立入禁止区域の告示									○											
	4 同条例第8条第2号の規定による木竹の伐採又は掘削の採取の許可																			○	西部総合事務所長
	5 同条例第8条第3号の規定による動物の捕獲又は殺傷の許可																			○	西部総合事務所長
	6 同条例第8条第4号の規定による立入禁止区域への立入の許可																			○	西部総合事務所長
	7 同条例第9条の規定による措置の命令																			○	西部総合事務所長
二十二 鳥取県立大山オタカノ森の保全に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第18号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第3条の規定による行為の許可																			○	西部総合事務所長

二十三 略

二十四 略

二十五 略

二十六 略

二十七 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第6条第2項の規定による捕獲人の指定及び同法第5項の規定による予防員が追跡中の犬の入った場所に立ち入ることができる期間及び区域の指定																				○
	2 同法第10条の規定による狂犬病が発生した旨の公示又は犬に口輪をかけること等の命令																				

項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の鳥取県温泉法施行規則に基づく知事の権限に属する事務

十九 略

二十 略

二十一 略

二十二 略

二十三 略

三十四 略

三十五 略

三十六 略

三十七 略

	3	同法第13条の規定による犬の一せい検診の実施又は臨時予防注射の実施							○		
	4	同法第14条第1項の規定による病性鑑定のための犬の死体の解剖等の許可							○	保健所長	
	5	同法第15条の規定による犬又はその死体の移動等の禁止又は制限							○		
	6	同法第16条の規定による狂犬病にかかった犬の所在の場所等の交通のしや断又は制限						○			
	7	同法第17条の規定による犬の集合施設の禁止の命令							○		
	8	同法第18条第1項の規定によるけん留命令が発せられているにもかかわらずけん留されていない犬の抑留の実施							○	保健所長	
	9	同法第18条の2第1項の規定によるけん留命令が発せられているにもかかわらずけん留されていない犬の棄放							○		
	10	同法第21条の規定による抑留所の設置							○		
	11	同法第21条の規定による抑留所の管理の実施							○	保健所長	
二十八 狂犬病予防法施行細則(昭和25年鳥取県規則第33号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同規則第4条の規定による捕獲人の指定の取消し又は業務の停止の命令							○		
二十九 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第8号)に基づく知事の権限に属する事務	1	同条例第10条の4第1項の規定による動物取扱業の登録							○	保健所長	
	2	同条例第10条の5第2項の規定による動物取扱業登録証の交付							○	保健所長	
	3	同条例第10条の6第1項の規定による動物取扱業の登録の拒否							○	保健所長	
	4	同条例第10条の7第1項の規定による動物取扱業の変更登録							○	保健所長	
	5	同条例第10条の7第4項の規定による動物取扱業登録事項の変更の届出の受理							○	保健所長	
	6	同条例第10条の8第2項の規定による動物取扱業登録証の交付							○	保健所長	
	7	同条例第10条の8第3項において準用							○	保健所長	

	25 同条例第18条第3項の規定による野犬等の処分							○	保健所長
	26 同条例第18条第4項の規定による動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第18条第2項の規定により所有者の申明しないうち又はねこを引き取った場合及び同法第19条第2項の規定により負傷動物又は動物の死体を収容した場合の公示及び処分							○	保健所長
	27 同条例第19条第1項の規定による犬、ねこ等の譲渡							○	保健所長
	28 同条例第19条第2項の規定による犬、ねこ等の譲渡の申出の受理							○	保健所長
	29 同条例第20条第1項の規定による野犬等の糞尿処分の実施及び住民への周知							○	保健所長
	30 同条例第20条第3項の規定による糞尿処分の実施についての市町村長に対する協力の要請							○	保健所長
	31 同条例第22条第3項の規定による特定動物の収容又は糞尿処分							○	保健所長
	32 同条例第23条第1項の規定による事故及びその後の措置についての届出の受理							○	保健所長
	33 同条例第24条第1項の規定による特定動物の飼い主に対する措置命令							○	保健所長
	34 同条例第24条第2項の規定による犬の飼い主に対する措置命令							○	保健所長
	35 同条例第24条第3項の規定による飼育許可を受けた者に対する飼育施設の移転若しくは拡張の命令若しくは他の飼育施設への移転命令又は飼育施設の全部若しくは一部の使用禁止							○	保健所長
	36 同条例第24条第4項の規定による特定動物の飼育許可を受けた者又は特定動物の飼い主に対する措置命令							○	保健所長
	37 同条例第25条第1項の規定による必要な報告の徴収又は飼育施設等への立入調査等							○	保健所長
三十 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則	1 同規則第10条の規定による特定動物の施設外飼育届の受理							○	保健所長
	2 同規則第14条の規							○	保健所長

	項において準用する同条第3条第3項の規定による規制地域の変更又は廃止についての申出の受理								
三十三 下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の2第4項の規定による流域下水道整備総合計画の決定に係る意見の聴取又は同条第7項において準用する同法第2条の2第4項の規定による同計画の変更に係る意見の聴取	○							
	2 同法第2条の2第5項の規定による流域下水道整備総合計画の決定に係る意見の聴取及び国土交通大臣への協議又は同条第7条において準用する同法第2条の2第5項の規定による同計画の変更に係る意見の聴取及び国土交通大臣への協議	○							
	3 同法第4条第1項の規定による公共下水道の事業計画の認可及び変更の認可	○							
	4 同法第25条の3第1項の規定による流域下水道の事業計画の認可の申請又は同条第4項において準用する同法第25条の3第1項の規定による同計画の変更の認可の申請	○							
	5 同法第25条の3第2項の規定による流域下水道の事業計画の決定に係る意見の聴取又は同条第4項において準用する同法第25条の3第2項の規定による同計画の変更に係る意見の聴取	○							
	6 同法第25条の6の規定による流域関連公共下水道の管理者に対する供用又は処理の開始に係る通知	○							
	7 同法第25条の7第1項の規定による流域下水道施設に係る使用の一時制限及び同条第2項の規定による流域関連公共下水道の管理者に対するその旨の通知						○	中務総合事務所長	
	8 同法第25条の8の規定による流域関連公共下水道の管理者に対する原因調査の要請等						○	中務総合事務所長	
	9 同法第25条の9の規定による他の施設又は工作物その他の物件の管理者との協議		○						
	10 同法第25条の10において準用する同法第5条の規定による流域下水道に係る兼用工作物の工事の企画	○							

		工等についての他の 工作物の管理者との 協議							
		11 同法第25条の10に おいて準用する同法 第6条の規定による 流域下水道の施設に 関する工事等の承認				○			
		12 同法第25条の10に おいて準用する同法 第7条の規定による 流域下水道に係る兼 用工作物の管理費用 の負担についての協 議				○			
		13 同法第25条の10に おいて準用する同法 第8条の規定による 流域下水道の施設の 損壊行為により必要 を生じた工事の費用 の負担の決定				○			
		14 同法第25条の10に おいて準用する同法 第21条の規定による 流域下水道からの放 流水の水質検査等						○	中府総合事務 所長
		15 同法第25条の10に おいて準用する同法 第23条の規定による 流域下水道施設の調 整						○	中府総合事務 所長
		16 同法第31条の2第 2項の規定による市 町村の負担金額に係 る関係市町村からの 意見の聴取				○			
		17 同法第32条第1項 の規定による他人の 土地への立入り等						○	中府総合事務 所長
		18 同法第32条第9項 の規定による損失の 補償についての協議 (同法第38条第5項 において準用する場 合を含む。)				○			
		19 同法第37条第1項 の規定による公共下 水道管理者等に対する 工事又は維持管理に 関する必要な指示				○			
		20 同法第38条第1項 の規定による許可等 の取消若しくは条件 の変更又は工事の 中止等の命令及び同 条第2項の規定による 処分又は命令				○			
		21 同法第39条第1項 の規定による報告の 徴収				○			
三十四 海岸 地境自立促 進特別措置 法第5条の 規定により 知事の権限 に属するも のとされた 下水道法に 基づく事務	1	同法第5条の規定 による兼用工作物の 工事の施工等につい ての他の工作物の管 理者との協議				○			
	2	同法第6条の規定 による公共下水道の 施設に関する工事等 の承認					○		
	3	同法第7条の規定 による兼用工作物の 管理費用の負担につ いての協議					○		

	4	同法第21条第1項の規定による許可及びその変更の許可		○						
	5	同法第21条第3項の規定による他の施設又は工作物その他の物件の管理者との協議		○						
	6	同法第22条第1項の規定による他人の土地への立入り等 (一) 八頭地方県土整備局の管轄区域に係るもの (二) 中野総合事務所 の管轄区域に係るもの (三) 日野総合事務所 の管轄区域に係るもの							○ 八頭地方県土 整備局長 ○ 中野総合事務 所長 ○ 日野総合事務 所長	
	7	同法第22条第9項の規定による損失の補償についての協議(同法第22条第5項において準用する場合を含む。)		○						
	8	同法第33条第1項の規定による許可又は承認に付する条件の決定		○						
	9	同法第38条第1項の規定による許可の取消し若しくは条件の変更又は工事の中止等の命令及び同条第2項の規定による処分又は命令		○						
	10	同法第41条の規定による公共下水道管理者との協議		○						
三十五 過疎 地域自立促 進対策措 置法に基 づく知事 の権限に 属する事 務	1	同法第15条第8項の規定による市町村の負担金繰入に係る関係市町村からの意見の聴取		○						
三十六 浄化 槽法(昭和 58年法律 第43号)に 基づく知 事の権限 に属する 事務	1	同法第5条第1項の規定による浄化槽の設置等の届出(特定行政庁に対するものを除く。)の受理						○	保健所長	
	2	同法第5条第2項の規定による浄化槽の設置等の着工前の改善の勧告						○	保健所長	
	3	同法第5条第4項の規定による浄化槽の設置等の届出(特定行政庁に対するものを除く。)の内容が相当であると認める旨の通知						○	保健所長	
	4	同法第12条第1項の規定による浄化槽の保守点検又は清掃等についての助言等及び同条第2項の規定による改善措置又は使用停止の命令						○	保健所長	
	5	同法第13条第1項の規定による浄化槽管理者等からの報告の徴収及び同条第2項の規定による事務						○	保健所長	

	所等への立入検査等								
	6 同法第7条第1項の規定による指定検査機関の指定	○							
三十七 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年鳥取県条例第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第5条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の登録						○	保健所長	
	2 同条例第6条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の登録の拒否						○	保健所長	
	3 同条例第10条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の登録の抹消						○	保健所長	
	4 同条例第15条第1項の規定による浄化槽保守点検業者の登録の取消し及び営業の停止の命令並びに同条第2項の規定による当該処分に係る聴聞の実施						○	保健所長	
	5 同条例第16条第1項の規定による浄化槽保守点検業者からの報告の聴取及び同条第2項の規定による事務所等への立入検査等						○	保健所長	
三十八 農業集落排水工事に係る鳥取県建設工事執行規則に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第5条第1項又は第2項の規定による契約書の作成 (一) 請負対象額計金額(請負契約締結後)請負対象額計金額を変更した場合においては、当初の請負対象額計金額、以下(二)及び(三)において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象額計金額が1億円未満の工事に係るもの	○						○	総合事務所長 地方農林振興局長
	2 同規則第14条第1項(同規則第20条及び第23条において準用する場合を含む。)の規定による予定価格の決定 (一) 請負対象額計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (三) 請負対象額計金額が1億円未満の工事に係るもの	○						○	総合事務所長 地方農林振興局長
	3 同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定 (一) 請負対象額計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象額計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの	○							

に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの							○	総合事務所長 地方農林振興 局長
4 同規則第9条第1 項の規定による入札 参加者の指名 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1億円未満 の工事に係るもの	○						○	総合事務所長 地方農林振興 局長
5 同規則第21条第1 項の規定による見積 書の提出者の決定 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1,000万円 未満の工事に係る もの	○	○					○	総合事務所長 地方農林振興 局長
6 同規則第22条の規 定による請負契約の 相手方の決定 (一) 請負対象設計 金額が1億円以上 の工事に係るもの (二) 請負対象設計 金額が1,000万円 以上1億円未満の 工事に係るもの (三) 請負対象設計 金額が1,000万円 未満の工事に係る もの	○	○					○	総合事務所長 地方農林振興 局長
7 同規則第26条に基 づきし書の規定による権 利義務の譲渡等の承 認 (一) 請負対象設計 金額 (請負契約の 締結後に請負対象 設計金額を変更し た場合においては 、当初の請負対象 設計金額。以下、 環状交差点の環の 三十八において同 じ。)が5億円以 上の工事 (請負契 約の締結後に請負 対象設計金額を変 更した場合に変更 後の請負対象設計 金額が5億円以上 となる工事を含む 。)に係るもの (二) 請負対象設計 金額が5億円未満 の工事 (変更後の 請負対象設計金額 が5億円以上とな る場合を除く。)に 係るもの	○	○						
8 同規則第28条の規 定による下請負者等 に関する報告の要求							○	総合事務所長 地方農林振興 局長
9 同規則第30条第1 項の規定による工事 の監督の委託 (一) 請負対象設計 金額が5億円以上 の工事 (請負契約 の締結後に請負対 象設計金額を変更 した場合に変更後	○							

<p>の請負対象額計金額が15億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象額計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象額計金額が15億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)に係るもの (三) 請負対象額計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○																																			
<p>10 同規則第30条第1項の規定による工事の監督の命令</p>																																				
<p>11 同規則第33条第1項及び第2項の規定による措置の要求</p>																																				
<p>12 同規則第36条第7項、第37条後段、第39条第5項、第40条後段及び第40条の2第3項の規定による工期又は請負代金の額の変更 (一) 請負対象額計金額が15億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象額計金額が15億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象額計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象額計金額が15億円以上となる場合を除く。(三)及び(四)において同じ。)に係るもの (三) 請負対象額計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象額計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○																																			
<p>13 同規則第36条第7項後段、第37条後段、第40条後段及び第40条の2第3項(同規則第38条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な負担の決定 (一) 請負対象額計金額が15億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合に変更後の請負対象額計金額が15億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象額計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象額計金額が15億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)に係るもの (三) 請負対象額計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○																																			

<p>14 同規則第9条第4項の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事 (変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)及び(四)において同じ。)に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(四) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○ 総合事務所長 地方農林振興局長
<p>15 同規則第10条前段の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事 (変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)及び(四)において同じ。)に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(四) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○ 総合事務所長 地方農林振興局長
<p>16 同規則第10条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事 (変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)及び(四)において同じ。)に係るもの</p> <p>(三) 請負対象設計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(四) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○ 総合事務所長 地方農林振興局長

<p>金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象額計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>							○	総合事務所長 地方農林振興局長
<p>17 同規則第11条の規定による工期の延長の承認 (一) 請負対象額計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合に変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象額計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)及び(四)において同じ。)に係るもの (三) 請負対象額計金額が1億円以上2億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象額計金額が1億円未満の工事に係るもの</p>	○							
<p>18 同規則第12条第1項の規定による工期の前置の要求 (一) 請負対象額計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合に変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象額計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象額計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。)に係るもの (三) 請負対象額計金額が2億円未満の工事(変更後の請負対象額計金額が2億円以上となる場合を除く。)に係るもの</p>	○							
<p>19 同規則第12条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 請負対象額計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象額計金額を変更した場合に変更後の請負対象額計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象額計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象額計金額が2億円以上5億円未満</p>	○							

<p>となる場合を含む。 。)に係るもの。 (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)に係るもの</p>																																						
<p>20 同規則第2条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。))に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。))に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。))に係るもの</p>																																						
<p>21 同規則第3条の規定による請負代金の額の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。))に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。))に係るもの</p>																																						
<p>22 同規則第5条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。))に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。))に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>																																						
<p>23 同規則第8条第2</p>																																						

総合事務所長

<p>項の規定による天災その他の不可抗力による損害の状況の調査及びの確認</p>				<p>地方農林振興局長</p>
<p>24 同規則第19条第1項の規定による設計図書の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事 (変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	
<p>25 同規則第22条第1項 (同規則第16条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上5億円未満となる場合を含む。)に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事 (変更後の請負対象設計金額が2億円以上となる場合を除く。)に係るもの</p>	○	○	○	
<p>26 同規則第57条第1項の規定による工事に供物の使用 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事 (請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事 (変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)及び(四)において同じ。)に係るもの (三) 請負対象設計金額が1億円以上</p>	○	○	○	

2億円未満の工事に係るもの (四) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの									○	総合事務所長 地方農村振興局長
27 同規則第7条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円以上5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。以下(三)において同じ。)に係るもの (三) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの	○									
28 同規則第8条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)に係るもの	○									
29 同規則第9条第2項(同規則第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合に変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる工事を含む。)に係るもの (二) 請負対象設計金額(変更後の請負対象設計金額が5億円以上となる場合を除く。)が1億円未満の工事に係るもの		○							○	総合事務所長 地方農村振興局長
30 同規則第10条第2項の規定による前金払に係る認定									○	総合事務所長 地方農村振興局長
31 同規則第11条第2項の規定による請負代金の前金払 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事(請負契約		○								